

報告第 9 号

令和 6 年度決算に基づく資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 22 条第 1 項の規定により、令和 6 年度決算に基づく資金不足比率について、次のように報告します。

令和 7 年 9 月 8 日

嘉島町長 鍋田 平

令和6年度決算に基づく資金不足比率

(単位：％)

特別会計名	資金不足比率
簡易水道事業会計	－ (20.0)
下水道事業会計	－ (20.0)

備考
() 内は経営健全化基準

嘉監 第 24 号
令和7年8月14日

嘉島町長 鍋 田 平 様

嘉島町監査委員 蜂 屋 誠
嘉島町監査委員 増 岡 司

令和6年度決算に基づく資金不足比率審査意見書について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条（資金不足比率の公表等）の規定に基づき、令和6年8月5日付け、嘉総第1412号で審査に付されたこのことについて、別添のとおり意見書を提出します。

令和6年度決算に基づく資金不足比率審査意見書

1 審査の概要

令和6年度の各公営企業会計の決算に基づき、町長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうか主眼として、関係職員から説明を聴取しながら慎重に実施した。

2 審査の結果

(1) 簡易水道事業会計

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類はいずれも適正に作成されているものと認める。

なお、令和6年度決算において資金不足は生じてない。

記		(単位：％)	
区 分	令和6年度	令和5年度	経営健全化基準
資金不足比率 (簡易水道事業会計)	—	—	20.00

(注) 資金不足が生じてない場合は一で表示

・ 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

(2) 下水道事業会計

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類はいずれも適正に作成されているものと認める。

なお、令和6年度決算において資金不足は生じてない。

記		(単位：％)	
区 分	令和6年度	令和5年度	経営健全化基準
資金不足比率 (下水道事業会計)	—	—	20.00

(注) 資金不足が生じてない場合は一で表示

・ 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。